

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,500,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	1,500,684,101

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1, 017, 711, 777	1, 414, 055, 625	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注) 1, 3
第1回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第2回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第3回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第4回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第9回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第10回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第11回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第12回第四種優先株式	4, 175	—	—	(注) 1, 2, 3
第1回第六種優先株式	70, 001	同左	—	(注) 3, 4, 5
計	1, 017, 815, 178	1, 414, 125, 626	—	—

(注) 1 平成22年1月27日付で募集による新株式発行、平成22年2月10日付で第三者割当による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が360,000,000株増加いたしました。また、平成22年1月28日に第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式につき取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式が36,343,848株増加いたしました。

なお、提出日現在の発行数には、平成22年2月11日からこの四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 平成22年2月8日に第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式を消却したことに伴い、第四種優先株式が33,400株減少いたしました。

3 当社は、平成21年1月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を実施するとともに、単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。なお、優先株式については株式分割を実施していないことから、単元株式数を定めておりません。

4 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

① 当社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という。下記5において同じ)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

② ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

③ 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

- (3) 残余財産の分配
- ① 当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
 - ② 第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (4) 取得条項
- 当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。
- (5) 議決権
- 第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有するものとする。
- (6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
- ① 当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 - ② 当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 - ③ 当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (7) 発行の方法
- 第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。
- (8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容
- 割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め(ある種類の株式の内容として、会社の行為が種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに種類株主総会の決議を要しない旨の定め)の有無
- 該当事項なし。
- 5 第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しておりません(ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までには議決権を有します)。これは、当該優先株式を配当金や残余財産の分配について優先権を持つ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,081 個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,100 株
新株予約権の行使時の払込金額	1 株当たり 6,696円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 6,696円 資本組入額 3,348円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	—	1,017,815,178	—	1,851,389,912	—	1,072,868,283

- (注) 1 平成22年1月27日付で募集による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が340,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ459,477,700千円増加いたしました。
- 2 平成22年1月28日に第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式につき取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式が36,343,848株増加いたしました。
- 3 平成22年2月8日に第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式及び第12回第四種優先株式の全株式を消却したことに伴い、第四種優先株式が33,400株減少いたしました。
- 4 平成22年2月10日付で第三者割当による新株式発行を行ったことに伴い、普通株式が20,000,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ27,028,100千円増加いたしました。

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間における大株主の異動は把握しておりません。

② 優先株式

当第3四半期会計期間における異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、株主名簿の記載内容を把握しておらず、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

(平成21年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第四種優先株式 33,400 第六種優先株式 70,001	—	(1)株式の総数等②発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,716,100 (相互保有株式) 普通株式 18,211,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 993,698,800	9,936,988	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
単元未満株式	普通株式 2,085,477	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2,3
発行済株式総数	1,017,815,178	—	—
総株主の議決権	—	9,936,988	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、23,700株(議決権237個)含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式4株が含まれております。

3 「単元未満株式」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が60株含まれております。

② 【自己株式等】

(平成21年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	3,716,100	—	3,716,100	0.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	13,340,000	—	13,340,000	1.31
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	4,871,300	—	4,871,300	0.47
株式会社セディナ	名古屋市中区丸の内 三丁目23番20号	100	—	100	0.00
計	—	21,927,500	—	21,927,500	2.15

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,930	4,200	4,520	4,120	4,240	4,030	3,500	3,290	3,080
最低(円)	2,905	3,350	3,620	3,500	3,890	2,970	2,960	2,610	2,630

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。